

広島県木造住宅耐震化促進支援事業 耐震改修補助のご案内（令和 7 年度）

広島県では、地震による住宅の倒壊等の被害を防止するため、木造住宅の耐震改修、建替え、除却を行う所有者に海田町とともに補助金を交付しています。

令和 7 年度の補助の概要を下記のとおりご案内しますので、木造住宅の耐震改修、建替え、除却をお考えの方はぜひご覧ください。

1 補助対象住宅

- (1) 町内に存する木造在来軸組工法又は伝統的構法の住宅であること。
- (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅であること。
- (3) 地階を除く階数が 2 以下であること。
- (4) 現に居住の用に供する住宅であること。
- (5) 販売を目的とするものではないこと。
- (6) 耐震診断等をした結果、一定の耐震基準を満たしていないもの。

2 補助の概要

補助対象住宅の地震に対する安全性の向上を目的とする工事が対象です。

1 区分	耐震改修		現地建替え	非現地建替え	除却工事
2 補助対象	耐震改修に要する費用		現地建替えに要する費用	除却に要する費用	
3 補助基本額	補助対象のうち、 <u>工事費の 4/5 かつ、115 万円/住戸</u> を限度	補助対象のうち、 <u>工事費の 4/5 かつ、69 万円/住戸</u> を限度	補助対象のうち、 <u>工事費の 4/5 かつ、115 万円/住戸</u> を限度	補助対象の <u>23%かつ、97.8 万円/住戸</u> を限度	
4 区域要件	居住誘導区域内にある住宅	居住誘導区域外にある住宅	居住誘導区域内にある住宅	新たに建築する住宅は居住誘導区域内に限る	居住者は海田町内にある耐震性を有する住宅等に組み替えること

3 補助金の交付者

海田町まちデザイン課建築営繕室 電話番号 082-823-3157

(担当者名 北来、中村、木下、松本)

4 お問い合わせ先

広島県土木建築局建築課 建築安全担当 電話番号 082-513-4133

(担当者名 河野、松野)

※ お問い合わせの内容は、海田町まちデザイン課と共有させていただきます。

5 耐震改修補助の流れ【所有者が行うこと】

(1) 補助申込み前の準備

①耐震診断の実施

専門家へ依頼するなどして、上部構造評点が 0.7 未満と判定されるなど地震に対する安全性を確認する必要があります。海田町には、耐震診断の補助制度もございます。

【耐震診断の補助制度のお問い合わせ先】

海田町まちデザイン課建築営繕室 電話番号 082-823-3157

②地震に対する安全性の向上を目的とする工事の検討

耐震改修、建替え、除却などの工事を行うか検討します。

③事前協議

補助金を受けることができるかを事前に協議します。

【耐震改修等の補助制度の事前協議のお問い合わせ先】

海田町まちデザイン課建築営繕室 電話番号 082-823-3157

(2) 補助申込み（令和 7 年 4 月以降）

事前協議に基づいて海田町まちデザイン課建築営繕室へ申し込みます。審査のうえ補助が認められれば、補助金交付決定通知書が申請者へ交付されます。

(3) 工事の契約

施工者と工事の契約を締結します。

※交付決定通知前に工事の契約又は着工した場合は、補助対象になりません

(4) 工事の実績報告

工事の完了後、実績報告書を海田町まちデザイン課建築営繕室へ提出します。審査のうえ完了が認められれば、申請者へ補助金額確定通知書が交付され、補助金の請求により、補助金が支払われます。

6 注意事項

- (1) 補助内容や受付期間は、年度によって変更することがありますので、詳しくは海田町のホームページをご覧ください。なお、予算が無くなり次第、受付を終了します。
- (2) 居住誘導区域外での建替えは、補助対象となりません。
- (3) 補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に、倒壊の危険性が認められる場合は、その状況を改善する必要があります。